

第3回動物飼料特別部会概要報告

1. 日時 2002年6月17日～20日
2. 場所 デンマーク コペンハーゲン
3. 参加 40加盟国、21国際機関等

1 各国政府の飼料中の有害物質及び使用禁止物質の使用に関する規制等の一覧に関する追加情報

当該情報について、ブラジル、イスラエル及びマレーシアより提出があった。既に提出した各国についても、提出時より数年が経過していること及び使用禁止物質（ネガティブリスト）だけでなく、使用許可物質（ポジティブリスト）についての情報を新たに収集するべきとの意見が出されたことから、追加のコメントを求めることがとなった。

2 飼料及び食品中のコーデックス最大許容基準、残留基準に関する情報

食品中の汚染物質及び毒素の基準、動物薬又は農薬の残留基準に関する情報が提供された。飼料への基準の策定については食品における基準値を参考に今後検討すべき課題とされた。

3 適正動物飼養実施規範改正案に関する検討（ステップ4）

CL 2001/36-AF及びCL 2001/37-AFのテキストを基に、各文ごとに検討された。主な修正点は以下のとおり。

4. 2 表示

一律に表示を義務付けることが不適切な場合があることを勘案し、飼料の表示の各規定事項について、「適当な場合に」表示する旨、訂正された。

現実的な側面から、原料について「全て」表示する規定は削除された。一方、「配合割合の高い順に」記載することとされた。

GMO及びその誘導物質については、食品表示部会等他の関連部会での協議結果を踏まえて検討することとされ、その表示の規定についてはペンドィングしている。

4. 5. 1 動物薬及び飼料添加物

本小節の表題が『飼料添加物及び薬剤添加飼料に用いる動物薬』に変更された。成長促進目的に用いる抗生物質は、公衆へのリスク評価を行った上で使用できることがとされた。

5. 飼料の工業製造

本節の表題が『飼料及び飼料原材料の製造、保管及び流通』に変更され、第6節の一部（農場における飼料製造に係る規定）が取り込まれた。

飼料製造におけるGMP（適正製造基準）の規定については、検討中である。

6. 農場における飼料の製造及び使用

オーストラリア、ブラジル、カナダ、UKのグループにより全体的に第5節との連携及び整合性を図るべく修正された。しかし時間の制約により、その内容についての検討は次回に先送りされた。

第6節（農場における飼料等の製造及び使用）、第7節（サンプリング及び分析法）について詳細な議論に進めなかつたことから、本案はステップ3に差し戻されることになった。ただし、次回の検討では第5節から第7節について優先的に議論することとされた。

4 他の議題及び将来の作業

E Uより、①病原体、新技術、トレーサビリティ、微生物の耐性菌等及び②ネガティブリスト、ポジティブリスト等に関する側面について特別部会がいかに取り組むべきかについての起草グループの設置が提案されたが合意には至らなかつた。

I D F（国際酪農連盟）より「飼料及び飼料原材料の製造におけるH A C C P適用ガイドライン」の作成の提案がなされ、自ら行うこととなつた。

5 次回の会期及び開催場所

第4回特別部会は2003年3月25日～28日、コペンハーゲンにて開催されることが確認された。

適正動物飼養実施規範案（仮訳・概要）

第1節 序 文

本規範は消費者の健康へのリスクを最小化するため、食品チェーン全体を包括した飼料安全制度の確立を図るものである。

第2節 目的及び範囲

農場における適正な飼養及び飼料の適正な製造に関する基準に沿うことにより、畜産物の安全性を確保させることを目的とする。

放牧、飼料作物生産、水産養殖を含め、家畜に給餌されるあらゆるものの製造及び使用を対象とする。

消費者保護のため食品の安全性に係る問題のみを対象とし、それを超えた動物福祉等の問題は包括しない。

第3節 定 義

飼 料：家畜に直接給餌されるあらゆるもの。

飼 料 原 材 料：飼料添加物を含め、あらゆる飼料の成分となるもの。

飼 料 添加 物：飼料又は畜産物の特性に作用する〔又は生産性を改善する〕ために意図的に加えられるもの。（注：〔 〕内は仮置きであることを示す。）

薬剤添加飼料：動物薬（治療、予防、診断又は生理機能・行動の改善に用いるもの。）を含んだ飼料。

有 害 物 質：飼料及び飼料原材料に含まれる、消費者の健康にリスクを与える汚染物質。

第4節 一般則及び要件

飼料及び飼料原材料（以下、「飼料等」という。）は有害物質からの汚染のない状態で得られ、その状態を保持すること。そのため、製造、加工、保管及び輸送の各場面においてそれぞれ適当な、適正耕作基準（GAP）、適正製造基準（GMP）、HACCP の原則等に従うこと。

飼料製造者、畜産農家及び食品製造者は消費者の健康への危害の可能性とそのリスクの程度を連携して確認する必要がある。

＜飼料原材料＞ 飼料原材料は安全な原料から得られ〔、新技術より得られたものについては安全性評価に適合す〕ること。特に飼料添加物の製造者は使用者が正確に使用するよう明確な情報を与えること。

＜表示＞ 以下の内容について適当な場合に表示すること。

・飼料の対象畜種又は種類

・飼料原材料の一覧

・飼料の目的

（配合割合順。添加物を含む。）

- ・製造又は中間業者の連絡先
- ・登録番号（その制度がある場合。）
- ・使用上の指示及び注意
- ・ロット番号
- ・製造年月日
- ・有効期限又は使用期限

[GMO及びその誘導物質を表示すること。]

<トレーサビリティ及び記録保管>

なんらかの消費者の健康へのリスクが明らかとなった際、原料又は製品の追跡が可能なよう、飼料等の製造、流通及び使用に関して適切な記録を保管すること。

飼料製造者は原材料の譲受けの年月日及び相手、飼料の加工工程及び譲渡しの相手について記録すること。さらに、以下の事項等について記録する。

- | | |
|--------|-----------------|
| ・在庫目録 | ・製造エラー及びその対処 |
| ・飼料の処方 | ・分析結果並びに異状時の調査 |
| ・混合表 | ・返品、回収品の廃棄記録 |
| ・製造日報 | ・洗浄資材、回収材料の廃棄記録 |
| ・苦情の綴り | ・混合器、計量器の検証結果 |

リスクの高い原材料で、原産地、原料動物種、入荷前の加工工程等に関する特定する必要があるようなものは、調達後ロットを識別して取り扱うこと。

<検査及び管理> 製造者等は飼料等が基準に適合するよう自己管理を行うこと。さらに、公的な規制計画により飼料等が適正に製造、使用等されていることを確認する必要がある。飼料等が基準に適合することを確認する検査体制は、科学的・国際的に認められた手法によるリスク評価に基づき行われるべきである。

<飼料に関連する健康危害> 飼料等に含まれる有害物質の濃度は、それによって畜産物に問題を生じないよう最低限の安全基準を満たすこと。飼料中の基準値を定めるにあたり、食品中の残留基準値はその検討に有用である。

飼料添加物及び薬剤添加飼料に用いる動物薬は、安全性を評価されたものを定められた条件で使用すること。公衆の健康への安全性評価がなされていない成長促進用抗生物質は使用しないこと。

飼料等は、その使用により消費者の健康への許容できないリスクを示さないこと。

有害物質に汚染された飼料等は、販売及び使用されてはならない。また、希釈等により有害物質の濃度を操作する手法は、食品の安全性への影響に照らして評価されること。

第5節 飼料等の製造、保管及び流通

飼料等の安全性及び適切性に係る責任は、農家も含め全ての飼料チェーンの従事者にあり、適用される法的規制を遵守すること。

食品に生じ得る危害を管理するため、特に以下の事項について確実に実施することで GAP、GMP 又は HACCP の原則を効果的に実行すること。

- ・操作、清掃の容易な施設の構築
- ・化学肥料、農薬等の隔離
- ・従業員の教育
- ・水道水の衛生基準適合
- ・装置の洗浄後の乾燥
- ・結露防止
- ・下水、排水等による汚染防止
- ・病害虫管理
- ・有害物質管理
- ・計量器の適切性
- ・混合器の適切性
- ・製造順位、洗浄等又はラインの完全分離による交差汚染の防止
- ・記録保管
- ・迅速かつ適切な配送及び使用
- ・製品の適切な包装
- ・輸送、保管用容器の清掃
- ・熱処理、薬剤等による病原体管理
- ・品質低下を防止する適切な保管及び輸送

第6節 農場における飼料の製造及び使用

農場における飼料の製造も、工業レベルと同様 GMP に沿って行うこと。

＜飼料農作＞ 牧草、穀類及び飼料作物の生産においては、以下のような GAP に沿うことにより、食品チェーンへの汚染のリスクを最小化すること。

- ・牧草地に堆肥を施肥する場合には、生物学的汚染を最小化するため、施肥と放牧との間に十分な間隔を設けること。
- ・化学肥料は適正に保管及び施用し、化学的な汚染を最小化すること。
- ・農薬は登録を受けたもの、できれば HACCP の原則に従い製造されたものを適正に使用し、作物ひいては畜産物への残留を最小化すること。
- ・工業地帯の近傍等、大気及び地下水を通じて畜産物に汚染を生じ得るような場所を農地に選択しないこと。同様に灌漑水は汚染されていないこと。

＜飼料製造＞ 農場において飼料を混合する場合、特に動物薬の休薬期間等に影響しないよう、交差汚染の可能性を最小化する方法で混合すること。

先入れ先出しにより飼料等の劣化を防ぐこと。保管施設は清潔に保ち、病害虫管理対策を実施すること。

原材料の譲受け、製造記録等、飼料に関する適切な記録を保管すること。

＜適正飼養＞ 飼料の配達及び給餌の間に汚染させないこと。

飼料の使用上の指示に従って使用し、与える家畜を誤らないこと。薬剤添加飼料については給与の記録をし、与えた家畜を識別し、休薬期間を守ること。

畜舎は清潔に保つこと。病害虫管理対策を実施すること。

第7節 分析及び試料採取法

＜試料採取＞ 検査当局は、検査する製品又は汚染物質にそれぞれ対応した、ロットを代表する試料を得るよう定められた試料採取法を用いること。

＜分析＞ 国際機関等により策定された公定分析法又は科学的に是認された他の方法により分析すること。分析は公的な又は公式に認可された試験室で GLP (適正検査基準) を適用して実施すること。